

令和 4 年 6 月 28 日現在

機関番号：17201

研究種目：若手研究

研究期間：2018～2021

課題番号：18K12662

研究課題名(和文) てんかんに起因する自動車運転死傷事故を防止するための効果的な方法の研究

研究課題名(英文) Study of the Effective Way to Prevent Inflicting Death or Injury on Others by Driving a Motor Vehicle Caused by Epileptic Seizures

研究代表者

内山 真由美 (Uchiyama, Mayumi)

佐賀大学・経済学部・准教授

研究者番号：10580128

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,800,000円

研究成果の概要(和文)：てんかん発作に起因する交通運転死傷事故を契機に、自動車運転死傷行為処罰法が制定されたり、道路交通法が改正されたりするなど、法政策上、病気を理由とする厳罰化および運転免許証の自主返納が交通運転死傷事故の防止に効果的であると考えられている。本研究では、次のことを明らかにした。第一に、一定の病気を理由とする自動車運転死傷事故に対する厳罰化は、障害者の権利に関する条約上の問題がある。第二に、運転免許証の自主返納を促進するためには交通弱者に対する移動支援が重要である。

研究成果の学術的意義や社会的意義

交通犯罪対策として、てんかん発作など一定の病気に起因する自動車運転死傷事故を防止する目的で法整備がなされた。他方で、道路交通法の改正が重ねられて運転免許証の自主返納が推進されている。本研究の学術的意義は、一定の病気を理由とする自動車運転死傷事故に対する厳罰化について、てんかん発作に起因する自動車運転死傷事故の裁判例を取り上げて障害者の権利に関する条約上の問題があること、道路交通法の改正など運転免許証の自主返納を促進する施策が進められているが、交通弱者の移動手段の確保という課題があることを明らかにしたところにある。

研究成果の概要(英文)：In the wake of traffic driving fatal accidents caused by epileptic seizures, the Act on Punishment of Acts Inflicting Death or Injury on Others by Driving a Motor Vehicle was enacted, and the Road Traffic Law was revised. Legislators believe that stricter penalties for illness and voluntary return of driver's licenses are effective in preventing traffic driving fatal and injury accidents. The results of this research are as follows. First, stricter penalties for motor vehicle driving deaths and injuries caused by certain illnesses are problematic under the Convention on the Rights of Persons with Disabilities. Second, to promote the voluntary return of driver's licenses, it is important to provide mobility support to vulnerable people in traffic.

研究分野：刑事法

キーワード：刑法 自動車運転死傷行為処罰法 道路交通法 自動車運転死傷事故の防止 運転免許証の自主返納
てんかん 交通弱者 移動手段

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

2013年に「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」(以下「自動車運転死傷行為処罰法」)が制定された。これにより、自動車運転に起因する死傷行為を処罰してきた刑法208条の2の危険運転致死傷罪および211条2項の自動車運転過失致死傷罪は刑法典から削除され、同法に移った。自動車運転死傷行為処罰法は、3条2項に、てんかん等の一定の病気の影響による自動車運転死傷事故に関する新類型を設けた。

自動車運転死傷行為処罰法の制定により、これまで自動車の運転中に病気の影響により死亡事故を引き起こした場合の加害者は、刑法旧211条の2自動車運転過失致死罪で最高懲役7年の刑に処せられるものであったところ、自動車運転死傷行為処罰法3条2項にしたがい、最高懲役15年の刑に処せられるものとなった。

また、2013年の改正道路交通法は、運転免許の取得・更新の際に病状を確認する質問票へ虚偽の申告をした場合について、1年以下の懲役または30万円以下の罰金に処するとの規定を新設した(117条の4第2号)。

以上のような自動車運転死傷行為処罰法の制定および道路交通法の改正という交通犯罪対策からは、病気を有する者に対する厳罰化を図ることで自動車運転死傷事故を防止しようとしているといえる。

一方で、法案段階において、自動車運転死傷行為処罰法は、「当該病気を有する者に対して不当な不利益が生じないよう本罪の趣旨及び内容の周知を徹底し、病気を理由とする差別を助長することがないよう努めること」などの附帯決議がなされている(衆議院2013年11月5日、参議院2013年11月19日)。同様に、2013年の改正道路交通法も法案段階で、「病気を理由とした差別が生じないよう十分配慮すること」や「一定の病気等に該当する者の生活実態について十分な把握に努め、一定の病気等に該当する者が社会生活を営む上で不利益や支障が生じないよう、医療、福祉、保健、教育、雇用などの総合的な支援策を充実させること」などを内容とする附帯決議がなされている(参議院2013年5月16日、衆議院2013年6月5日)。

附帯決議にあるような取り組みは進められているのかという疑問を持ったことが、本研究の出発点である。とりわけ、病気を有する人が自動車運転死傷事故を起こしてしまうことを避けるため、申請による運転免許の取消し(道路交通法104条の4。いわゆる「自主返納」)を考へることが想定されるが、自主返納が可能か否かは運転免許がなくとも日常生活に支障がないかどうかというその人が置かれている環境に左右されるものであることを考慮する必要がある。運転免許証の自主返納制度は、1997年の道路交通法の改正で導入されたものであるが、近年では特に高齢運転者の自動車運転死傷事故を防止するために推進されている。

この点、てんかんのある人は、一定の障害の状態にある場合に精神障害者保健福祉手帳の取得が可能であり、さまざまなサービスを利用することができる。しかし、交通運賃割引制度が身体障害者や知的障害者に適用がある反面、精神障害者については不十分であることから、移動支援の面では課題がある。そこで、てんかんなど病気の影響による自動車運転死傷事故を防止するための対策を検討するにあたり、病気や障害のある人、高齢者といういわゆる「交通弱者」に対する移動支援について論じる必要があるのではないかと考えた。

さらに、てんかんのある人など障害のある人と関係するすべての国内法は、2014年にわが国が批准した国連の「障害者の権利に関する条約」(Convention on the Rights of Persons with Disabilities)の観点から見直される必要がある。日本政府は、障害者の権利に関する条約を採択するにあたって、2013年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を制定し、障害者に対する差別の解消へ一層取り組んでいる。こうした障害をめぐる法制度の変化から、自動車運転死傷行為処罰法や道路交通法などの交通犯罪対策を検討したとき、どのような課題があるのだろうか。

2. 研究の目的

自動車運転死傷事故の防止について、自動車運転死傷行為処罰法が制定されて危険運転致死傷罪の対象が拡大したり、道路交通法が改正されて虚偽申告に罰則が設けられたりするなど刑事法上の対策が急速に展開されている。他方で、1997年の道路交通法の改正以来、運転免許証の自主返納が推進されているが、先述したように精神障害者に対する交通運賃割引制度に課題があることなど、医療や障害者福祉の観点からの自動車運転死傷事故の防止策は焦点化されていない。

そこで、本研究においては、刑事法だけでなく、医療や福祉、さらに交通政策の分野における議論状況を参照して、自動車運転死傷事故防止に向けた効果的な方法を検討したい。

3. 研究の方法

上記の研究目的を達成するために、調査を文献調査と実態調査に分けて研究を実施した。また、学会等に参加することで情報収集および意見交換に努めた。

(1) 文献調査

病気や障害のある人と刑事法が交錯する領域(例えば「刑事司法と福祉の連携」もその1つである)に関する文献調査、てんかん発作に起因する自動車運転死傷事故に関する判例を含む文献

調査、障害法をはじめとする障害のある人に関する法的な議論状況に関連する文献調査、てんかんのある人や高齢者を取り巻く医療・障害者福祉に関する文献調査。これらの文献を網羅的に収集して、てんかんを含む病気のある人、障害のある人、高齢者を取り巻く現状を明らかにする。これにより、これまで自動車運転死傷事故の防止が主に自動車運転死傷行為処罰法の制定と道路交通法の改正によって展開されてきたことの課題を抽出する。

また、先述した附帯決議が政府に求める取り組み、特に2013年の改正道路交通法の法案段階でなされた附帯決議にある「一定の病気等に該当する者の生活実態について十分な把握に努め、一定の病気等に該当する者が社会生活を営む上で不利益や支障が生じないよう、医療、福祉、保健、教育、雇用などの総合的な支援策を充実させること」について、どのような実施状況であるのか交通政策に関する文献などを調査することで、その取り組みの現状と課題を抽出する。

(2) 実態調査

研究開始当初は、精神障害者に対する移動の支援が十分なされているとはいえないという現状に注目して、自動車運転死傷行為処罰法の制定と道路交通法の改正による厳罰化や交通政策における運転免許証の自主返納を促進する政策について、てんかんのある人と家族へのヒアリングを通してその問題と課題を調査することを予定していた。

しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響からてんかんのある人と家族を対象とするヒアリングの実施が困難となった。

そこで、先述した附帯決議にあるような取り組みが一地方でどのようになされているのか、その実態を調査することにした。具体的には、所属機関所在地である佐賀県内の自治体を対象に、運転免許証自主返納促進事業および運転免許証自主返納後の移動を確保するための取り組みに関する調査と分析を行った。さらに、こうした取り組みが住民に知られているのかを把握するために、佐賀県在住者等を対象に運転免許証の自主返納制度の認知度や自治体が行っている運転免許証自主返納者に対する支援事業に係る認知度などについてアンケート調査を実施した。これら自治体調査および住民調査の結果について分析を行った。

(3) 学会等への参加

刑事法、障害法、交通学などの研究会や関連学会に参加して、自動車運転死傷事故に関する議論状況、病気や障害のある人と関わる法制度の現状、交通政策に関する情報を収集し、適宜、研究内容の発表を行った。また、日本てんかん協会が開催したてんかん基礎講座に参加することでてんかんに関する知識の習得に努めるとともに、全国大会に参加することでてんかんに関する意見交換の機会を得た。

4. 研究成果

主な研究成果は、次のものである。

(1) 障害の観点からの刑事法のあり方に関して

交通犯罪対策として、一定の病気のある人による自動車運転死傷事故を防止するために、自動車運転死傷行為処罰法の制定と道路交通法の改正がなされたところであり、本研究はその問題点や課題の検討を中心とするものであるが、自動車運転死傷事故に限らず、近年の刑事法では、病気のある人・障害のある人に対する法整備がなされ（例えば、2003年制定の「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」がある）、とりわけ「刑事司法と福祉の連携」に関する取り組みについては、実務が法整備に先行して実施されているところである。

こうした現状があることから、「刑事司法と福祉の連携」、特に昨今の検察実務で行われている起訴猶予の積極的活用による入口支援を取り上げて論じることとした。結論としては、この「入口支援」には、捜査手続の糾問化・長期化の招来、捜査の緻密化による公判中心主義との矛盾、検察官の司法官的性格の強調による当事者主義的構造との矛盾など、刑事訴訟法の基本原則からさまざまな問題があり、刑事司法と福祉の連携について、障害者の権利に関する条約および障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の「社会モデル」や「合理的配慮」などから検討することが課題である。

(2) 自動車運転死傷行為処罰法3条2項の問題～てんかん発作に起因する自動車運転死傷事故の裁判例に関して～

てんかんのある人に対する危険運転致死傷罪の適用事例を見ると、危険運転致死傷罪の故意の認定にあたって、被告人の事故以前のてんかんの病歴、治療歴、服薬状況、発作の症状と頻度、運転歴などが検討されている。ある裁判例では、被告人について長距離運転を原因とする身体的な疲労の蓄積が認定されているが、被告人が発作の前兆である異臭感を感じつつもすぐに運転を開始した点に着目することによって、被告人が走行中に意識障害を伴う発作を起こす具体的な危険性を認識しながら運転したものと認められるとして、危険運転致死傷罪の故意が認定されている（東京地判平成29年6月27日判時2391号63頁）。このように、過労運転が自動車運転死傷行為処罰法3条2項の対象ではないため、過労が原因で事故を起こした場合は過失運転に問われるに過ぎないが、過労運転だけでなく一定の病気が事故に影響していたと認定されると危険運転に問われることとなる。だが、病気の場合に限って重く処罰することは、障害者の権

利に関する条約 2 条に違反する「病気を理由とする差別」の疑いがある。

(3) 交通弱者に対する地方公共団体の移動支援などの取り組みに関して

2013 年、交通政策における国や地方公共団体の役割を規定する法律として「交通政策基本法」は制定された。同法の理念を具体化するために 2014 年に改正された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」は、地方公共団体に「地域公共交通網形成計画」を策定して公共交通の活性化および再生に向けた取り組みを進めるよう求めている。

2014 年改正の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が施行されて以後、多くの自治体において地域公共交通網形成計画が策定されているが、地域公共交通政策における運転免許証自主返納支援施策の位置づけはどのようなものであろうか。地域公共交通の整備・充実、運転免許証の自主返納の促進、ひいては自動車運転死傷事故を防止するためにも重要である。そこで、所属機関所在地である佐賀県における地域公共交通の現状と運転免許証の自主返納を促進する施策を確認することとした。

佐賀県内の 10 市 10 町の自治体を対象に、地域公共交通網形成計画策定の有無、地域公共交通網形成計画策定後の施策や事業の改善・見直しの有無、公共交通の財政状況の開示の有無、運転免許証自主返納支援策の内容・周知媒体、運転免許証自主返納支援制度導入後の財政状況などに関するアンケート調査を実施した。特に、佐賀県内自治体が運転免許証自主返納者に対してどのような移動支援のメニューを提供しているのか、また、支援事業についてどのような周知方法を採用しているのかを把握した。

アンケート調査の結果、運転免許証自主返納者に対する移動支援のメニューでは、市町とも「コミュニティバス利用の助成」と「タクシー利用の助成」が多く実施されていること、運転免許証自主返納者に対する支援事業の周知方法では、市町とも「自治体ホームページ」が最も多く、その次に「市政だより(町広報誌)」が多かったこと、自治体によっては運転免許証自主返納者に対する支援策の利用者が増加し、財政負担が増しているところがあることが明らかになった。特に、地方公共団体としては財政上の制約があるなかで運転免許証の返納後に日常生活に支障がない地域社会をどのように構築していくかが地域公共交通政策の重要な課題であることがわかった。

(4) 住民が求める運転免許証返納後の移動支援などに関して

次に、住民側の運転免許証の自主返納後の移動支援に係るニーズを把握するために、佐賀県在住者(と比較のために長崎県在住者)を対象に運転免許証の自主返納制度自体の認知度や自治体を実施している運転免許証自主返納者に対する支援事業に係る認知度などについてアンケート調査を実施した。

アンケート調査の集計結果をもとに、両県ともに、自主返納制度自体の認知度が高い一方で、実際の相談窓口や運転免許証の自主返納に伴う支援事業の認知度が低いことがわかった。また、長崎県在住者の方が佐賀県在住者より、全体的に自主返納制度や自主返納に関する支援事業などについて認知度が若干ではあるが高かった点について、公共交通に対する満足度などからその理由を検討した。

アンケート調査の結果では、運転免許証を返納しない理由として、「買い物に行けなくなるから」と「通院ができなくなるから」が多数を占めた。また、自主返納に伴う支援策の周知媒体としては、年齢関係なく、「テレビや新聞などの報道」が最も有効であることがわかった。

調査結果を踏まえて、地方公共団体が持続可能な公共交通を維持し、交通弱者の移動手段を確保するために必要なことについて、交通政策基本法と地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の活用法から考察した。地域公共交通網形成計画策定後に実施した再編によって利便性が向上している事例を取り上げて、地域住民を巻き込んだ行政の取り組みが不可欠であるという結論に至った。

(5) 研究期間全体を通じて得られた研究の成果

本研究課題の申請当初の予想と異なり、実態調査について、本研究では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響から、てんかんのある人と家族を対象とするヒアリングを行うことができなかった。そのため、てんかんを含む交通弱者を対象をひろげて自動車運転死傷事故の防止策の検討を行うこととした。そこで、交通政策全体および交通弱者の移動手段の確保に関する法制度を文献調査し、その上で地方公共団体の取り組みがどのようなものであって、どのような課題があるのかについて、佐賀県内自治体を対象にアンケート調査を実施して実態を調査することとした。さらに、運転免許証の自主返納を期待される側である住民についてもアンケート調査を行うことで、現状の運転免許証自主返納制度の認知度や自治体を実施している運転免許証自主返納者に対する支援事業の現状と課題を明らかにした。

本研究の成果として、(1) のように病気のある人や障害のある人に対する刑事法の関わり方が推移しているが、そこには刑事法の諸原則から問題があることに加えて、障害の観点から刑事法のあり方を問い直す必要があること、(2) はその一例ともいえるが、てんかんのある人など病気のある人が起こした自動車運転死傷事故に対してなされた厳罰化は、障害者の権利に関する条約の「病気を理由とする差別」の疑いがあること、(3)(4) により、運転免許証の自主返納を促進する施策を推進するにあたり現状の交通弱者に対する移動支援には課題があり、地方

公共団体と住民がともに地域公共交通のあり方を検討することがその課題の解決策として重要であると指摘した。

以上から、てんかんに起因する自動車運転死傷事故を防止するための効果的な方法は、地方公共団体と住民が協同して地域公共交通政策のあり方を検討し、交通弱者に対する移動手段の確保についての取り組みを進めることであると結論することができる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 内山真由美	4. 巻 5
2. 論文標題 運転免許証の自主返納に関わる現状と課題 - 佐賀県および長崎県在住者のアンケート調査から -	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 九州佐賀総合政策研究	6. 最初と最後の頁 1-12
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 内山 真由美、亀山 嘉大	4. 巻 64
2. 論文標題 高齢者の運転免許証の返納と交通弱者の移動手段の確保 - 佐賀県の地方自治体の調査から -	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 交通学研究	6. 最初と最後の頁 107-114
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.32238/koutsugakkai.64.0_107	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 内山真由美	4. 巻 4
2. 論文標題 コメント1 刑事司法と福祉の連携の問題 特に検察庁による『入口支援』をめぐって	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 障害法	6. 最初と最後の頁 37-44
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 0件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 内山真由美
2. 発表標題 公共交通に関する住民の意識 佐賀県におけるアンケート調査より
3. 学会等名 日本交通学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 内山真由美
2. 発表標題 交通弱者の移動手手段の確保と交通事故防止対策の構築 佐賀県の地方自治体と運送業者の調査から
3. 学会等名 日本交通学会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 内山真由美
2. 発表標題 刑事司法と福祉の連携の問題～特に検察庁による『入口支援』をめぐって～
3. 学会等名 日本障害法学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 内山真由美
2. 発表標題 てんかんと危険運転致死傷罪（ワークショップ 障害者の権利と刑事法）
3. 学会等名 日本刑法学会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------